

令和7年3月25日 開 会

令和7年3月25日 閉 会

第22回 総 会 議 事 録

十日町市農業委員会

第22回十日町市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月25日（火）午後1時55分から午後2時40分

2. 開催場所 十日町市役所 保健センター 3階 集団指導室

3. 出席委員

①農業委員 24名

会 長 8番 村山 隆義

会長職務代理 7番 古高 悟

1番 南雲 正隆	9番 田村 実義	15番 佐藤 三代治	21番 根津 徳男
2番 村越 益男	10番 村山 浩一	16番 児玉 芳洋	22番 福島 恭子
3番 樋口 則雄	11番 近藤 元	17番 樋口 正州	23番 村山 太郎
4番 富井 公一	12番 高橋 清一	18番 北村 公太郎	24番 吉楽 広志
5番 岩田 稔	13番 佐野 幸男	19番 菅井 太一	
6番 長谷川 東	14番 高橋 松雄	20番 若井 君男	

欠席委員

②推進委員（招集委員 1名）

25番 山本 久			
----------	--	--	--

欠席委員

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員選出

日程第2 農地法等の規定に基づく報告について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について（4件）

報告第2号 農地転用事実確認願いについて（2件）

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて（1件）

報告第4号 農用地利用集積等促進計画について（4件）

日程第3 農地法の規定による許可申請処理について

議案第1号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について（1件）

議題第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（5件）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（6件）

日程第4 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第4号 ・農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

- ・新規（4件）
- ・再設定（9件）

その他

5. 農業委員会事務局職員

本局局長	小林 成樹	中里事務所 主査	上村 知誉
本局農地係長	柳 秀人	松代事務所 主査	高橋 千春
本局主査	田村 聡子	松之山事務所 副参事	相澤 正和
川西事務所 主査	角張希美子		

6. 会議の内容

別紙の通り

6. 会議の内容

村山議長 これより第22回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、全員出席ということでございますので、第22回総会が成立することを宣言いたします。

次に、日程第1「議事録署名委員の選出」でございますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、それでは指名させていただきます。

第22回総会議事録署名委員は、21番委員と22番委員の両名からお願いいたしたいと思います。

あわせて、記録については事務局に一任願えれば幸いですがいかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということですので、そのように進めさせていただきます。

それでは、日程第2「農地法等の規定に基づく報告について」でございます。報告事項は第1号から第4号までございますが、全ての報告が終わりましたのちに、ご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、事務局説明お願いいたします。

事務局 **【報告第1号から第4号説明】**

村山議長 ただいま事務局より、第1号から第4号の報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、次に、日程第3議案第1号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」1件の申請が出ておりますので、この内容についてご審議いただきたいと思います。

では、事務局説明お願いします。

事務局 **【議案第1号 説明】**

村山議長 この案件につきまして担当委員説明願います。

9番 今ほど事務局で言ったとおり、建築計画が変更になったということで出ている案件です。ご本人に3月17日に電話で確認をしました。間違いのないとのこと

ですので、よろしくお願いいたします。

村山議長 ただいま担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 異議なしということでございますので、「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」1件審議が終わりましたが、あらためてお諮りいたします。この1件について変更を許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第2号「農地法第3条に規定による許可申請について」、5件の申請が出ております。この内容についてご審議をいただきたいと思います。では、事務局より説明願います。

事務局 **【議案第2号 23番説明】**

村山議長 はい、では23番の案件につきまして担当委員説明願います。

2番 これは、田んぼ1枚の、2反歩くらいの田んぼなのですが、真ん中で割ってありまして、両者が所有しているということで、耕作をされていないというような状態で、譲受人が作りたいと申し出たところ、歳も歳ですので金がかからなければいいということで話がまとまったそうです。よろしくお願いします。

村山議長 では23番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、24番を説明願います。

事務局 **【議案第2号 24番説明】**

村山議長 はい、では24番の案件につきまして担当委員説明願います。

11番 3月19日にご両人に確認をし、間違いがないということでありました。よろしくお願ひいたします。

村山議長 では24番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、25番を説明願います。

事務局 **【議案第2号 25番説明】**

村山議長 この案件は8番の私の担当ですので説明しますが、この場所については耕作していた方が耕作をおやめになって、所有者の方から処分したいということで相談を受けていた場所です。この方の所有地は、この一筆が最後に残ったのですが、場所が非常に細長くて、条件が悪いと言っては失礼なのですが、直接道路にも面していないのでなかなか欲しいという方が現れなかったのですが、たまたま今回の譲受人が、畑として利用しても良いというようなことで話がまとまりました。地目は田になっておりますが、土地改良区の区域から除外して、水は使えないという場所になっております。以上です。

村山議長 この案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では26番説明願います。

事務局 【議案第2号 26番説明】

村山議長 はい、では26番の案件につきまして担当委員説明願います。

7番 19日に双方電話で確認しました。記載のとおり間違いありませんでした。よろしく願います。

村山議長 26番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では27番説明願います。

事務局 【議案第2号 27番説明】

村山議長 では、27番の案件に件につきまして担当委員説明願います。

21番 18日に譲受人に確認しました。記載内容に間違いはないですが、譲渡人は高齢であるため兄弟と相談の上、このような申請になったということです。よろしく願います。

村山議長 27番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」5件の審議が終わりましたが、あらためてお諮りいたします。この5件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)

村山議長 異議なしでありますのでそのように決定させていただきます

村山議長 続きまして、議案第3「農地法第5条の規定による許可申請について」6件の申請が出ております。この内容についてご審議お願いしたいと思います。では、事務局より説明願います。

事務局 【議案第3号 4番説明】

村山議長 これは8番の私の担当でございますので説明します。この場所については、〇〇の所でございます。あとは記載のとおり間違いないことを確認しました。以上です。

この4番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では5番説明願います。

事務局 【議案第3号 5番説明】

村山議長 この案件につきまして担当委員説明願います。

11番 この案件につきましては、3月20日にご両人に確認いたしました。場所につきましては、まだ積雪がありましたので、手がついていないという状態で行いました。以上です。

村山議長 ただいま担当委員より説明ございましたがご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、6番、7番、8番は関連があるようですので、続けて説明願います。

事務局 【議案第3号、6番、7番、8番説明】

村山議長 はい、では6番、7番、8番の案件につきまして担当委員説明願います。

19番 申請地はまだ雪がありまして、松代支所において地図上で場所を確認しました。両名に電話で確認して記載のとおり間違いないということです。対価は3件とも同じなのですが、合計金額を面積に応じて案分されるそうです。以上です。よろしくお願いします。

村山議長 この3件の総額が議案書記載の金額という意味でよろしいんですね。

19番 そういう説明をしてくれと言われました。

村山議長 はい、この案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 異議がないようでございますので、次に9番説明願います。

事務局 【議案第3号 9番説明】

村山議長 はい、では9番の案件につきまして担当委員説明願います。

9番 今、事務局から説明があったとおりです。3月17日に両者、譲渡人は特養に入っておりますので、ご本人の弟さんに確認しました。譲受人はご本人に確認してあります。現地は雪がありまして確認は出来なかったのですが、前回確認をしておりますので、この申請のとおりいうことであります。よろしくお願いします。

村山議長 では、9番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」6件の審議が終わりましたが、あらためてお諮りいたします。この6件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでございますので そのように決定させていただきます。

次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」でございます。農林課から農地中間管理事業、新潟県農林公社による利用権の取得、利用権の設定に対して意見を求められております。具体的には新規設定が4件、再設定が9件、計13件についてご審議をお願いいたします。なお、この案件につきましては、事務局による議案の読み上げは行わず、担当委員から確認報告をいただき、最後に一括して意見、ご質問を頂戴する方法で行いますので、よろしくお願いいたします。では、まず事務局から概要の説明をお願いいたします。

【議案第4号 説明】

村山議長 ただいま、事務局より説明ございましたが、これより確認報告をお願いいたします。それでは、25番推進委員、確認報告をお願いいたします。

推25番 ページが12ページ、13ページ、受付番号が32番、33番、34番、35番です。これにつきまして、32番、33番は、3月23日に双方に電話で確認しまして記載内容に間違いがないということで確認いたしました。34番、35番につきましては、3月20日に双方確認いたしました。記載内容に間違いがないということでありますので、よろしくお願いします。

村山議長 新規設定4件の確認報告がありましたがご意見、ご質問ございませんでしょうか。

20番 案件ではないのですが、10ページ、11ページについて、私の目が悪いのもあるのかも知れませんが字が小さいのに薄くて、これは元々こんなに薄いのが来てコピーしたらこうなったのですか。こんな状態で受付してもらいたくない。皆さん見えますか。

(見えません)

20番 審議なんてできないですよ。

14番 議案にするのだから、もっとはっきりしてもらわないと困る。

20番 本当は、審議できない。虫眼鏡で見なければならない。

事務局 10ページ、11ページにつきましては、農林課から特別なデータの形で貰っていきまして、農業委員会で作成しているデータでないものですから、契約の詳細につきましては12ページ以降で確認いただきたいです。

14番 データでなくて紙ベースで貰えば良いんですよ。それをコピーすれば良い。議案に載せるのだから、はっきり見えたほうが良い。

事務局 後ほど、それも含めて説明します。

村山議長 後ほど説明するそうでございますが、よく見えないと言われると仕方ないですけれども、解釈しようと思えば、解釈できないほどではないのですが、これにつきましてはもうちょっとはっきりとした議案案件として、見えやすいような案件にしてほしいという意見も頂戴した訳なので、今後はそのように。

ただ、今後は、今日の12ページ、13ページのこの形を審議、確認報告していただき、審議いただいて、それによって公社の借入、貸付についてこれでよろしいかどうかの意見を農業委員会として出す形にしたいと思います。今日はこの後話をしようと思ったんですが、10ページ、11ページの様式は、議案書には載せない方向で行こうということで、この後提案させていただきたいと思ったのですが。

20番 これを審議するわけじゃないのですね。

村山議長 これは、結果として提出する様式でございますので、この後そのような提案をさせていただこうと思っていた訳ですが、取り敢えず今回はこのような形で打ち出してみたら薄かったというようなことでございます。この件につきましては今後の課題とさせていただくということで、今日のこの「農用地利用集積等促進計画」については、確認、報告いただいた中で、今の質問以外にご意見、ご質問ないようでしたら、これに異議なしということで報告させていただきたいのですが、皆さんいかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということで、特に意見がなく、農地中間管理事業、新潟県農林公社による利用権の取得、利用権の設定について公社借入、公社貸付それぞれ適当として農林課へ回答いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

それでは、来月以降、新年度からこの意見書について、この部分は総会資料には省略したいということで進めさせていただきたいと思いますが、ちょっと前後するようでございますが、この件につきまして事務局より説明お願いいたします。

事務局 今ほど会長から説明がありましたとおりなんですけれども、4月総会以降の議案書に掲載しない方向で考えております。その理由でございますけれども、意見聴取の依頼書、意見書ともに形式的な文書でございます。事務局からの口頭説明で『計画案に対する意見聴取の依頼を受けましたので、計画案が適当か不適当かご意見、ご審議をお願いいたします』ということで足りると考えております。計画の詳細につきましては、今回の議案書のとおり12ページ以降のものは、当然引き続き4月以降の総会でも載せさせていただきますで、今回のこの10ページ、11ページに係る依頼書、意見書は4月総会以降省略、議案書に掲載しない方向で考えておりますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

21番 質問なのですけれど。

村山議長 はい。

21番 この意見書というのは、新規案件に対して1件ずつ出すわけなのですか。それとも全体の新規の案件についての内容なのですか。

事務局 総会に来ていただいた推進委員の方から報告いただくのが審議ですけども、当然、再設定につきましては総会での発表の機会はないのですが、推進委員さんが確認しております。その中で何かあれば農業委員会事務局に報告いただきますし、適当、不適当は全体ではなくて個々の案件1件ずつについて確認、報告というものでございます。

村山議長 これは特に、個別に不適当とかがない限り、一括して適当ということとして出すということでよろしいのですよね。

事務局 個別に怪しいのがあればその旨申し出ていただいて。

村山議長 個々に、例えばこの案件については、ちょっと疑義が残るので不適當とか、
そういうのは、そういうのも含めて返答するということでよろしいんですよね。

事務局 はい。

村山議長 そういうことだそうでございます。他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。特にないようでしたら、それでは新年度以降は、この公社の意見書については総会資料には載せずに、皆様からの審議の結果を事務局で集約した中で報告すると、そういう回答をするという形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

村山議長 では、そのよう進めさせていただきたいと思います。

それでは以上を持ちまして、総会事案をすべて終了いたしましたので、第22回総会は終了いたします。議事進行についてご協力いただきましてありがとうございました。これ以降は事務局に進行をお願いいたします。ありがとうございました。